様式第１号

審　査　基　準　整　理　票

処　分　名	市場施設使用料の返還		
根拠法令名	大津市公設地方卸売市場条例	（条項）第６５条第２項ただし書	
基準法令名		（条項）	
所管部署	産業観光部公設地方卸売市場		
標準処理期間	１４　　日	法定処理期間	日

【審査基準】　・文書の名称【　　】
・掲載図書等【　　】
・内容　　■全部記載　　□一部・項目のみ記載

市場施設の使用を開始する日までに納付した場合であって、市場施設使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務の許可の取消しその他の理由により、当該使用を開始する日までの間に市場施設の使用資格が消滅していることを基準とする。

参　考

〔根拠法令〕
（市場施設使用料等）
第65条　市場施設使用者は、指定又は許可を受けた市場施設について別表第1に定める市場施設使用料（以下「市場施設使用料」という。）を、当該月の25日（卸売場及び仲卸売場の使用料のうち当該業者の卸売月額及び販売月額に応じて定める使用料にあっては、翌月の25日）までに納付しなければならない。
2　既納の市場施設使用料は、これを返還しない。ただし、市長が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。
3　市場において使用する電力、ガス、水道等の費用（消費税額及び地方消費税額を含む。）で市長の指定するものは、市場施設使用者の負担とする。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。